

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく報告等の要求及び立入りの実施に関する規程

昭和63年 7 月25日
公安委員会規程第 2 号

〔注〕平成28年 3 月から改正経過を注記した。

改正 平成 4 年 7 月公安委員会規程第 2 号 平成14年 6 月公安委員会規程第23号
平成28年 3 月公安委員会規程第 5 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく報告等の要求及び立入りの実施に関する規程を次のように定める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく報告等の要求及び立入りの実施に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第37条第 1 項の規定による報告又は資料の提出の要求（以下「報告等の要求」という。）及び同条第 2 項の規定による警察職員の立入り（以下「立入り」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告等の要求及び立入りの基本)

第 2 条 報告等の要求及び立入りは、法の施行に必要な最小限度で行い、職権を濫用し、又は正当に営業している者に対して無用な負担をかけるようなことがあつてはならない。

(報告等の要求の範囲)

第 3 条 報告等の要求は、当該営業に関連するもので、かつ、法の目的の範囲内で行う指導、監督等のための必要最小限度のものに限るものとする。

(報告等の要求の手続等)

第 4 条 報告等の要求は、営業者に別記様式の報告等要求書を交付して行うものとする。

2 報告等の要求は、法の施行に必要な場合、一の事案につき 1 回とする。ただし、当該要求に基づく報告等が十分に履行されないときは、この限りでない。

3 資料の提出を受ける場合にあっては、相手方にその返還の要否を確認し、返還を要する資料については、できる限り速やかに返還するものとする。

(立入職員の指定)

第 5 条 法の施行に関する事務を主管する警察本部の課長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、立入りを適正かつ効果的に行うため、あらかじめ次に掲げる者のうちから立入りをを行う職員（以下「立入職員」という。）を指定するものとする。

(1) 法の施行に関する事務を担当する警察職員

(2) 警察署の地域警察官

(3) 前 2 号に掲げる者のほか立入りの目的を達成するために必要と認める職員

第 6 条 削除

(立入り実施上の留意事項)

第 7 条 立入りは、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(1) 個室又はこれに類する施設内に立ち入るときは、事前に客が在室しないことを確認すること。

(2) 質問は、原則として営業者又は従業者に対して行い、客に対する質問は、営業者又は従業者への質問で十分に目的を達しない場合に限り行うこと。

(3) 営業時間中に立入りを行うときは、できるだけ営業の妨げとならないようにすること。

(教養等)

第 8 条 署長等は、立入職員に対し、平素から立入りの目的、立入りに関する諸規程等について教養の徹底を図るとともに、計画的な立入りの実施に配慮するものとする。

(委任)

第 9 条 この規程の施行に関し必要な細目的事項は、警察本部長が定める。

附 則

この公安委員会規程は、昭和63年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 7 月 3 日公安委員会規程第 2 号）

この公安委員会規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 6 月26日公安委員会規程第23号抄）

（施行期日）

- 1 この公安委員会規程は、平成14年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月10日公安委員会規程第 5 号）

この公安委員会規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第 1 条本文に規定する政令で定める日（平成28年 6 月23日）から施行する。ただし、第 1 条中保安関係行政処分取扱規程別記様式第 5 号から別記様式第 9 号まで及び別記様式第13号の改正規定並びに第 2 条の規定は、平成28年 3 月10日から施行する。

別記様式

（第 4 条関係）

一部改正〔平成28年公安委員会規程 5 号〕

別記様式（第 4 条関係）

広島県公安委員会指令第 号

営業者の住所又は所在地

営業者の氏名又は名称

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第37条第 1 項の規定により、次のとおり報告資料の提出を求めます。

年 月 日

広島県公安委員会 印

営 業 の 種 別		営業所の名称	
営業所の所在地			
報告事項又は 提出資料			
報告又は資料 提出の期限	年 月 日（ ）まで		
報告又は提出先			